

議案第 1 7 9 号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例（平成 1 2 年川崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（平成 9 年政令第 2 0 号）」の次に「、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号）」を加える。

別表 2 5 の項中「（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号）」を削り、同表中 3 6 の項を 5 2 の項とし、3 3 の項から 3 5 の項までを 1 6 項ずつ繰り下げ、3 2 の項の次に次のように加える。

33 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	1 件につき	31, 000 円
34 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1 通につき	630 円
35 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関		

する法律第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	1回につき	460円
36 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査	1件につき	34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
37 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査	1件につき	14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
38 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査	1件につき	20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
39 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査		
当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	1件につき	55,000円
当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	1件につき	80,000円
当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	1件につき	98,000円
40 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は	1件につき	21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の

特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査	数を乗じて得た金額
<p>41 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>42 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>1件につき 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高压ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>43 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関</p>	<p>1件につき 24,000円に変</p>

<p>する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>44 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充填の許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>45 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>46 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査</p>	<p>1件につき 36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>47 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第3</p>	<p>1件につき 27,000円に変</p>

項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
48 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査	1件につき 27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、液化石油ガス販売事業に係る登録の申請等に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。